

目指せ! ネットエスパー

# インターネット 新検索術

インターネットの中に  
潜む膨大な情報  
たち。そこから欲しい  
ものを見つけ出し  
て活用するには、

もはや1 検索サイトだけでは役に立たない。ネットの海を自在に泳ぎ、必要な情報をすぐ取り出し活用する、そんな「ネットエスパー」に変身すればインターネットの利用価値は無限大になる。この連載で「ネットエスパー」に変身するスタートを切ろう!

二木麻里(ARIADNE 運営)  ariadne.ne.jp  
Illust: Ebisu Yoshikazu



## 第7回 知的所有権の資料を探す

とどまることを知らないIE ビジネスの発展。もはやネットライフは我々の日常だ。だがサイバースペースにまつわる著作権や知的所有権についてはどうもよくわからない。

ビジネスの現場や個人のウェブを使った情報発信、そしてメーリングリストでの発言など、身近な情報を正しく扱うための基礎知識を知りたいと感じることは多い。

ネットのことはネットに聞けというけれど、そういうリソースはどう探せばいいの。かなにより、多くの選択肢から資料の質をどう見分ければいいのかの。

### 1 gooから著作権法に出発

自社のウェブサイト管理していたカズ君。ある日リンクしていた関連企業からメールを受け取った。「弊社のサイトをリンクなさっているページのフレーム設定をはずしてください」とある。どういうことだろう? 「全画面フレームを設定しておられるため、普通なら弊社のURLが表示されるはずのアドレス欄に、御社のURLが表示されます。あたかも御社のページの一部のようで、まぎらわしく見えます。うむ。言われてみればそのとおりだ。ひょっとしてこれは著作権侵害にあたるのだろうか? 一瞬ドキリとする。とりあえずリンクをはずしたものの、いったいインターネット上の知的所有権はどうなっているのか。さっそく検索サイトに飛んだ。

このような場合はgoo  が便利だ。gooの特徴は辞書や事典に力を入れて

いることが挙げられる。英和辞典や人名事典のほかには第一法規出版から提供されたデータを使って作成された法律サーチ機能があり、この部門内でさらに「知的財産」 を見ると、著作権法や特許法など公的な基礎資料をローカルデータでそのまま参照できる。特許庁などの外部サイトに飛ばないぶん速い。一見どれも同じに見える検索サイトだが、こうした個別の特徴は押さえておきたい。gooには他にドメイン指定サーチ機能もある。たとえば公文書であれば、政府機関を意味するgo.jpだけに限って資料を探すことも可能だ。

次にキーワードサーチ。「知的所有権」と入れると検索結果は13991 件もある。キーワードを重ねて絞っていく。「知的所有権+リンク」で2270件、「知的所有権+フレーム」なら468件、「知的所有権+

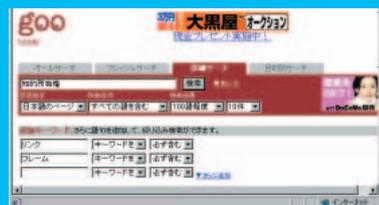


gooの法律サーチから知的財産を検索。

goo  
 [www.goo.ne.jp](http://www.goo.ne.jp)  
goo 目的サーチ>法律>知的財産  
 [value1.goo.ne.jp/cgi-bin/law-category.cgi?LT=0006](http://value1.goo.ne.jp/cgi-bin/law-category.cgi?LT=0006)

リンク+フレーム」で185件まで落ちた。どれもかなり一般的なキーワードだが、組み合わせることでヒット数は目に見えて落

ちる。ヒット内容を検討するなら、ざっとこのあたりまで惜しまず数を落としてしまおう。



知的所有権+リンク+フレームで絞り込んでみる

## 2 URLを読むことが目的地への近道

さて、とりあえず著作権法などの基礎文献はみつかった。しかしこれだけでは知りたい情報にたどり着くまで先は長い。キーワードサーチの結果に戻ってさきほど「知的所有権+リンク+フレーム」で検索をかけた185件のヒットから、あらためて内容を見ていく。サイトのタイトルや解説文はもちろん参考になるが、実はこういう場合はURLを「読解」することが大事な。たとえば法律事務所のサイト、あるいは政府、個人、そして学術機関など、

URLからはソースの背景が読めるからだ。ヒットしたページは手あたり次第にジャンプして試したくなるが、ダイアルアップ接続ならここで1回アクセスを切って、落ちていてリストを読むくらいでよい。結果的に時間も接続料も節約でき、より早く必要なサイトが「見分けられる」ようになるだろう。ヒットの冒頭25本の中から、いくつか分析してみる。数字はタイトルとURLのみで判断した場合のアクセスプライオリティーだ。



### 法律関連リンク集 ... ③

Jump [start.nihon.to/cool/law/](http://start.nihon.to/cool/law/)

toは本来トンガのドメインだが、よくベンチャー企業サイトが語呂合わせなどの演出で使うことから、start.nihon.toという組み合わせはおそらくベンチャー企業の案内サイトに思える。cool/law/は「クール」なリンク集の「法律」部門だろう。それほど専門的ではない、軽いリンク集をイメージする。

### ICC Local Guide 99 PDF版 ... ⑤

Jump [srg.prof.cuc.ac.jp/ICC-LG](http://srg.prof.cuc.ac.jp/ICC-LG)

「ac.jp」というドメイン名から日本の大学であることを示している。「prof」とあることから教授あるいは研究室の関連サイトかもしれない。だが専門分野は不明。LG = ローカルガイドということか？ もしかしたら学内向け案内かもしれない。

### NIHON KOHDEN WWW Server上の文書の著作権について ..... ⑥

Jump [www.kohden.co.jp/jp/copyright.html](http://www.kohden.co.jp/jp/copyright.html)

読みからは「コーデン」という日本企業。その日本語ページ「jp」の著作権ページが「copyright」らしい。アンカーがhtmlで終わっているので、サイトの構造上もうその下にサブディレクトリーはない、シンプルなテキストの企業文書が。

### Okamura Law Office 法律とサイバースペース関係 link ... ①

Jump [www.law.co.jp/link/copy\\_draft.htm](http://www.law.co.jp/link/copy_draft.htm)

これまでの中ではもっとも有望に見える。「law.co.jp」つまり「法律を扱う日本の民間企業」としてドメイン名を取得しているからだ。法律事務所のサイトか。「link」すなわちリンクページは複数の部門に分かれていて、そのうち1ページを「copy\_draft」著作権関係の資料リストにあてているらしい。総合的な案内の可能性が高い。

### Nontitle ... ④

Jump [www.kcn.ne.jp/~art/benrisi\\_right.htm](http://www.kcn.ne.jp/~art/benrisi_right.htm)

サイトのタイトルは表示されないが、おそらく商業プロバイダーと契約している個人のページartから「benrisi\_f」（弁理士集か？ 便利集か）その著作権ページだろう。優れた資料である可能性からまったく分野違いの可能性まである。他の手がかりを優先して判断しよう。

### インターネット講座'99 「WWW (World Wide Web)」第7回 ... ②

Jump [www.media.osaka-cu.ac.jp/~harumi/vuniv99/vuniv99-7.shtml](http://www.media.osaka-cu.ac.jp/~harumi/vuniv99/vuniv99-7.shtml)

これも「ac.jp」大学だ。osaka-cuは大阪市立大学である。分野はメディアだ。そこに所属する個人、おそらく教官が自分に割り当てられたディレクトリーで、日付つきファイルを公開している。連続した文書またはニュースなどのアーカイブの可能性もある。なお実際にジャンプしてみるとリンクとフレームの問題について複数のリソースをあわせて読むことができた。



## 3 国内拠点を確保しよう

前ページでもっとも期待できると考えた Okamura Law Office (岡村法律事務所) [Jump01](#) に飛んでみた。このリンク集には、いわゆる相互リンクを含めて国内外のリソースが厳選して紹介されている。たとえばよく知られた「法情報学(夏井 高人研究室)」などもここにリストされている。こうした「ベースキャンプ」となるサイトを手がかりにすれば、サイバー法といった未知の分野のリソースにもコンパクトにたどれる。いつもふれることだが、知

らない分野の調べ物では焦って自力で放浪せずに、まず大拠点に深くかかわりたい。そこは文字通り「網」の密集結節点なのだから。

「法情報学」にも「サイバー法・情報法関連のサイト」というリンク集がある。見ていくとずばり「CYBERLAW」[Jump02](#) とタイトルされたリンク先などもあり、また飛んでゆっくり読む。ベースキャンプの利点の1つは、いつでも「そこに戻れる」安心感にある。

法情報学(夏井高人研究室) Legal Informatics  
[Jump](#) [www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel/h/](http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel/h/)

Cyber Law Japan Okamura Law Office, Osaka (岡村法律事務所)  
[Jump01](#) [www.law.co.jp/cyberlaw1.asp](http://www.law.co.jp/cyberlaw1.asp)  
CYBER LAW S.HIRANO, Esq  
[Jump02](#) [www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberlaw.html](http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberlaw.html)



## 4 目的地に到達

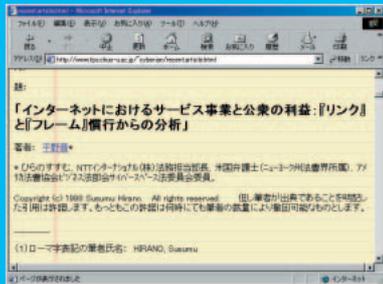
「CYBERLAW」を読んでみると、学生向けのシラバス(授業計画)のようだ。これはありがたい。章立てがされており、オンラインブックとして成立している。こういうものは、できたらプリントして読んでいきたい。

「第一章 総論」、「第二章 サイバー憲法」と読みすすみ「第三章 サイバー知的財産権法」。どうやら懸案のテーマが出てきた。「2. 著作権者と利用者との間のサイバースペースにおける利害対立と具体的対応案(1) デジタル技術とネット

の普及による侵害拡大のおそれ(含、「フレーム」や「リンク」の仕組と権利侵害の形態)」とある。参照資料「論稿」をクリックする。すると「インターネットにおけるサービス事業と公衆の利益:『リンク』と『フレーム』慣行からの分析」という報告書がある。

内容を要約するのは難しいが、原則として好ましいものと受け止められてきたリンク行為が、フレーム設定などの問題で争点になったイギリスの「シェットランド・タイムズ社」事件判決などが引かれ

ている。なるほど……やはり実例があったのか。



「インターネットにおけるサービス事業と公衆の利益:『リンク』と『フレーム』慣行からの分析」  
[Jump](#) [www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/recent.article.html](http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/recent.article.html)

## インターネットで読む「不正アクセス禁止法」

昨年夏に参議院本会議を通過した「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」[Jump01](#) については、ご存知じのかわりも多いただろう。権限のないコンピュータネットワークに不正にアクセスする行為、いわゆるクラッキングの定義と処罰を成文化したこの法律は、インターネット上で誰でも読める。全文は決して長いものではないが、定義上、不正アクセスそれ自体を違法行為として位置付けている。つまりここでは侵入先の情報的価値の有無や、またその情報を盗み出すことかわかりなく

違法行為が成立する。インターネットユーザーなら一度は目を通しておきたい。法案の解説は、毎日新聞のサイトに1999年8月6日付で掲載された「不正アクセス禁止法、成立 参院 全会一致、6か月以内に施行」[Jump02](#) がわかりやすい。これによると警察庁は、ネットワーク管理者が通信記録(ログ)を保存するよう義務付けるべきだと主張、しかし通信上のプライバシーにかかわる記録だけに当然、反対意見が提示され、法案には採用されなかった。この点については「情報通信分

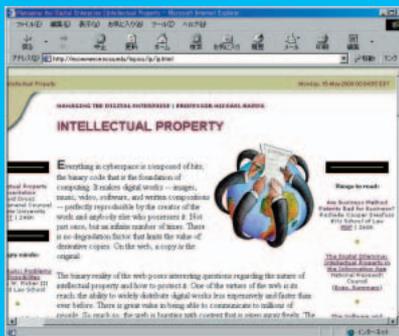
野におけるプライバシー保護についても十分配慮すること」といった内容を盛り込んだ不正アクセス行為禁止法付帯決議があり、これも併せてネット上で読むことができる。下のURL3点は、いずれも前述の岡村法律事務所サイト「Cyber Law Japan」にリストされている。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律  
[Jump01](#) [www.npa.go.jp/seiannkiss/houann.htm](http://www.npa.go.jp/seiannkiss/houann.htm)  
不正アクセス禁止法、成立 参院 全会一致、6か月以内に施行  
[Jump02](#) [www.mainichi.co.jp/digital/netfile/archive/199908/06-1.html](http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/archive/199908/06-1.html)

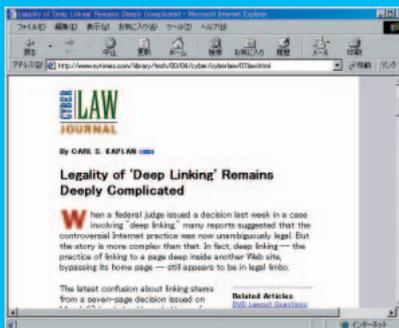
# 5 米国の判例を探す

日本の法律サイトからたどる道と並行して、もちろん米国の検索サイトも有効だ。たとえばカテゴリー分類が発達しているYahoo!。インターネットの知的所有権ということで、素直にGovernment > Law > Technology > Internet > intellectual property とたどると「ウェブ上の知的所有権」Intellectual Property on the Web **Jump01** などの専門リソースが並ぶ。そもそも日本の検索サイトの分類は大部分、米国版がオリジナルである。つまり国内の検索のこつを「本家」に応用すればよい。このページ「ウェブ上の知的所有権」では解説文の欄外に多数の関連リソースが紹介されているほか、解説文中にもリンクが埋め込まれていて、読みながら関連資料を参照できる。たとえば「When is a hyperlink from one site to web pages deep within another site illegal?」というリンクをクリックすると、いわゆる「ディープリンク」つまり他サイトのページを自分のサイトの一部のように密接に組み込んでしまうリンク方法について、微妙な係争例が紹介されている。ニューヨークタイムズのCyber Law Journal **Jump02** の記事だ。最初に無料のユーザー登録をすませて内容にアクセス

すると、ディープリンクに関連したケースに合法という判決が下りた例について読める。見出しは「ディープリンクの合法性は



Intellectual Property On The Web **Jump01** [ecommerce.ncsu.edu/topics/ip/ip.html](http://ecommerce.ncsu.edu/topics/ip/ip.html) 「When is a hyperlink from one site to web pages deep within another site illegal?」をクリックするとニューヨークタイムズのCyber Law Journalの記事へ



The New York Times on the Web, Cyber Law Journal **Jump02** [nytimes.com/library/tech/00/04/cyber/cyberlaw/07law.html](http://nytimes.com/library/tech/00/04/cyber/cyberlaw/07law.html)

依然複雑 (Legality of 'Deep Linking' Remains Deeply Complicated) とあり、複数のコメントと共にこの問題の難しさがわかる。



# 6 今月のポータルキット

今回は国内の法律リソースを出発点に、米国の判例や公文書を探しにいくところまで追ってみたが、日本語だけでもここまで資料が読めるようになってるのは感慨深い。紹介できなかったが和訳文献も多いので、ぜひあたってみていただきたい。最後に、専門資料をどう評価するかという難題。これは実のところ、ネットの検索に立ちはだかる最大の壁の1つかもされない。検索サイトを使いこなすことは調べ

物の入り口にすぎない。気付いたことはないだろうか。ヒットした情報を評価できない限り探し物は永遠に「みつからない」のだ。

だがやはり糸口はある。(1) コアリソースをみつけ、(2) 複数の資料を比較対照

しながらたっぷり読んでいくこと。なんだ、地味な話。すぐ答えが差し出される検索でなくてごめんなさい。でもネットの調べ物もいろいろある。自分から探しにいくほど、奥は深い。それこそネットのパワーではないかとも思う。

二木麻里(ふたき まり)  
上智大学外国語学部卒。翻訳家。社会・人文科学系の国内外資料を案内した総合サイトARIADNEを運営。著書に『思考のためのインターネット』(筑摩書房ちくま新書)など。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)